

(2) 公有財産台帳の未登録等

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
旭高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に当該資産の価値を高めるための支出は資産として計上することとされている。</p> <p>財産上の事務処理としては、財産を取得した場合や、建物の増改築等による資産価値の増加など、公有財産の異動等があった場合は、公有財産台帳管理システムへ登録しなければならない。</p> <p>新公会計上の事務処理としては、財務諸表に反映させるため、財務会計システムにより資産・費用を仕訳区分し、必要なものは資産計上しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成24年度の下記4件の工事については、公有財産台帳管理システムによる公有財産台帳への登載が漏れていた。さらに、デマンド警報装置設置工事については、資産価値を高めるものであり、資産として計上すべきものであるが、すべて費用として処理されていた。</p> <table border="1" data-bbox="430 919 1436 1129"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>金額(円)</th> <th>資産計上</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増学級教室空調設備設置工事</td> <td>1,260,000</td> <td>済</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>プール上屋設置工事</td> <td>2,103,900</td> <td>済</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>デマンド警報装置設置工事</td> <td>378,000</td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>食堂調理室電気回路増設工事</td> <td>57,750</td> <td>済</td> <td>未登録</td> </tr> </tbody> </table> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div data-bbox="483 1255 1436 1682" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>担当者(起案者) 本件のルールについて、存在することは知っていたが、理解が不十分であったので、適切な時期の事務処理ができなかった。 ルールについては、ウェブページで見ることができるが、参照しにくく、また、上司・前任者等の指導・引継が不十分で、研修に参加していたものの、新公会計制度と公有財産台帳管理システムが連動しているものと誤解していた。</p> <p>関係者(起案が回議される者)、決裁者 ルールの理解が不十分であったので、適切な時期の事務処理ができなかった。</p> </div>	工事名	金額(円)	資産計上	財産台帳	増学級教室空調設備設置工事	1,260,000	済	未登録	プール上屋設置工事	2,103,900	済	未登録	デマンド警報装置設置工事	378,000	未計上	未登録	食堂調理室電気回路増設工事	57,750	済	未登録	<p>本件は、公有財産の管理に関する理解が不足し、適正な事務処理が行われず、チェック機能も働いていなかったものである。</p> <p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、デマンド警報装置設置工事については資産に計上するとともに、4件すべてについて公有財産台帳管理システムへ登録するよう速やかに是正されたい。</p> <p>また、担当者のみならず、関係者・決裁者も含めて、固定資産計上基準及び公有財産台帳管理システムへの登録についての理解とチェックを徹底されたい。</p> <div data-bbox="1495 953 2033 1730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大阪府公有財産台帳等処理要領 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、公有財産台帳管理システムを用いて取得登録を行うものとする。(以下略) (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかに公有財産台帳管理システムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 2.取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。(以下略)</p> </div>	<p>公有財産台帳管理システムに未登録であった増学級教室空調設備設置工事(1,260,000円)・食堂調理室電気回路増設工事(57,750円)については、平成26年2月28日付けで資産価値の増加としてシステムに登録した。</p> <p>プール上屋設置工事(2,103,900円)については、新規工作物として平成26年3月3日付けでシステムに登録した。</p> <p>デマンド警報装置設置工事については、財務会計上全額「費用」として仕訳されており、かつ公有財産管理システムにも登載されていなかったため、総費用378,000円のうち費用となる関電申請費15,750円(消費税込)を除く362,250円を平成26年2月28日付けで公有財産管理システムへの資産価値の増加として登録するとともに、財務会計システムにおいては複式仕訳入力により「建物取得額」として計上入力した。</p> <p>今後は担当者および決裁者においても、制度やシステムについて理解を深め、財務会計の支出手続の担当者と、公有財産管理システムに入力する担当者が異なる場合でも適正な事務処理を行えるよう、支出事務手続や登録入力の際に「資産管理事務処理チェックリスト」を添付して決裁・回覧を行い、決裁者も含めてお互いに情報共有しながら処理の確認を行う。</p>
工事名	金額(円)	資産計上	財産台帳																				
増学級教室空調設備設置工事	1,260,000	済	未登録																				
プール上屋設置工事	2,103,900	済	未登録																				
デマンド警報装置設置工事	378,000	未計上	未登録																				
食堂調理室電気回路増設工事	57,750	済	未登録																				